

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2015. 3.10発行〈通巻第453号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

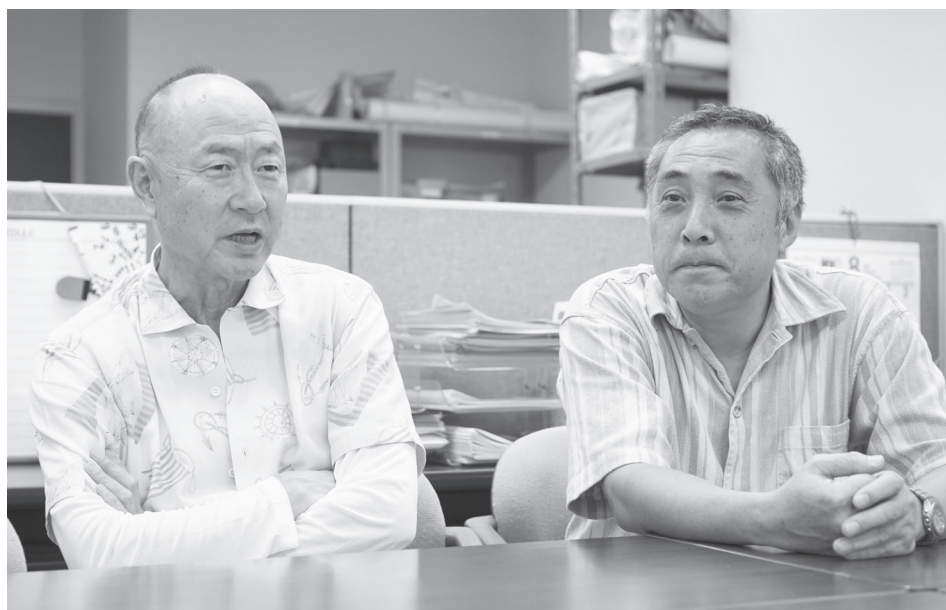
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 低額「救済給付」で片付けられるところだった
旧ソ連船専門商社員、中皮腫労災認定 2
- 厚労省検討会で新たな緊急作業時の被ばく規制を検討開始
電離則の緊急作業規制改正へ 6
- 中学校教諭の脳梗塞で公務上認定 枚方市教組 8
- それぞれのアスベスト禍 その48 古川和子 9
- 中国：ユニクロ製品製造工場の劣悪環境を報告 12
- 韓国からのニュース 14
- 前線から 18
シャラフィさんの労災 墜落事故で損害賠償裁判 奈良

2月の新聞記事から／19
表紙／中皮腫患者・田村勝也さん(右)と全港湾神戸弁天浜支部
書記長・戸崎正巳さん(本文2頁)

低額「救済給付」で片付けられるところだった

旧ソ連船専門商社員、中皮腫労災認定

救済給付件数＞労災認定件数の怪

年間約 1400 人以上が死亡している中皮腫。石綿ばく露特有の悪性腫瘍だ。

いわゆる労災補償（労災保険、船員保険、新法による時効救済）による認定件数は 2013 年度 535 件（船員保険 8 件、新法時効救済 7 件含む）。

一方、労災補償が受けられない場合を対象として、石綿健康被害救済法（いわゆる、新法）による「救済給付」が 2006 年 3 月から行われている。2013 年度の救済給付の認定件数は 652 件にのぼる。

労災補償が受けられない、つまり、労働者としての作業で石綿ばく露を受けていないケースが、相対的に、こんなに多いはずはないのではないか。

救済給付は、労災補償と比べた場合、遺族に対する給付がないなど、給付額・内容が多く見劣りしている。

救済給付については、環境再生保全機構が申請を受け付けて認定作業を行っているのだが、「中皮腫との確定診断がある」場合は、即、認定される判定要件を採用している。

一方、労災補償においては、認定基準に定められている石綿ばく露作業への従事の有無と程度が問題にされ、中皮腫の非常に長い潜伏期間の壁に阻まれて、「ばく露が確認できない」といった理由で不支給となる場合が相当数ある。

そのため、中皮腫の方の場合、まずは救済給付を申請し、さらに労災を同時平行して申請するケースが多い。

救済給付が認定されやすいという事情や労災請求に伴う手続き等の難しさが災いして、労災認定されるべきケースが救済給付だけにとどまっているのではないか、そのために、労災補償件数を救済給付認定件数が上回ってしまっているのではないか、との懸念がぬぐえないのだ。

「原因」に思い当たらず

実際、救済給付をすでに受けている方の相談を受けて、労災請求を行い、労災認定に至るケースが後を絶たない。

田村勝也さん（現在 58 歳、男性）はその一人だ。

田村さんは、1980 年 9 月頃から 87 年 3 月頃におけるソ連船相手の専門商社株式

会社ドルジバに在籍中に、原料石綿を運搬したソ連貨物船にたびたび立ち入り、また、ソ連シベリアにあったコマツのダンプトラック修理工場に通訳としてもたびたび立ち入っており、いわゆる間接的な石綿ばく露を受けたとみられた。

昨年7月、当センターへ田村さんの友人である大原一郎河内長野市議を介して相談があり、職業歴を聞いて浮かび上がってきたのが、その履歴だった。

当センターと話をするまで、田村さんはそうしたところに石綿ばく露原因があるとは気がついていなかった。

相談後すぐに救済給付の申請を行い、つづけて10月はじめに横浜南労基署に労災請求を行った。10月28日、大阪南労基署で本人の聴取が実施された。

港湾での石綿荷役であることから、この問題に詳しい戸崎正己全港湾神戸弁天浜支部書記長に協力を仰ぎ、意見書を作成し労基署に提出した。

その結果、まず、救済給付の認定通知が届き、そして12月下旬には労災の支給決定通知が届いた。

その間、田村さんは中皮腫のある胸膜摘出手術を受け、現在は、抗がん剤投与中だ。

労災認定されたことが大きな光明となったことは間違いない。

ソ連産石綿

田村さんは、大半を神戸港に入港するソ連船を相手として仕事をした。入港時、乗船し、船内各部署から注文をとり、物資、

業務を提供するというもので、ほとんど毎日、神戸港のソ連貨物船を訪船していた。

まず、考えられるのは、「ソ連船における石綿荷役による船内の石綿飛散、汚染によるばく露」だ。

田村さんは神戸港に入港するすべてのソ連船を訪船。休日は日曜日だけ。ほとんど毎日、受注、納品業務を行った。たまの地方港への出張時は土日も関係はなし。

当時、石綿はすべて輸入されており、神戸港は主要な石綿輸入港だった。

貿易記録などによると、田村さんの国内就労期間の1980年から1986年の日本の石綿輸入量は、およそ23万トンから30万トンの高い水準を推移。神戸港の石綿輸入量は全国で最も多かったとみられる。

ソ連からは1975年で72400トン（全国輸入量の28.6%）、1988年で47884トン（同14.9%）であることから、田村さんのドルジバ国内就労期間において、石綿輸入量全体のおおむね20%内外で推移していたと推定される。ソ連産の石綿が大量に輸入されていた。

ソ連産石綿はソ連船によってほとんどが神戸港、横浜港に入ってきていたとみられるので、どの船に石綿が積まれていたか分からないにしろ、田村氏のすべての神戸入港ソ連船を相手に仕事をしていたので、間接的であるにしろソ連貨物船相手に仕事をしていた5年以上にわたって、石綿ばく露を受けていたといえる。

当時の神戸港における石綿荷役による石綿飛散状況は、全港湾や研究者の調査によって明らかになっている。その結果、神





ダンプトラック HD1200 シベリアにて 1986 年 8 月 27 日撮影

てしまった。働き始めた 1980 年は、すでに石綿の発がん物質としての法規制が強化されてからほぼ 10 年を経過していたのであるから、港湾における石綿対策の遅れが招いた典型的な被害者にほかならない。

修理立ち会い、船内配管

機関室における補修業務を受注した場合、補修用の部品を納入、場合によって修繕業務に立ち会うことがあった。尾道の日立造船のドック入りに 1 ヶ月つきあったこともあった。

また当時のソ連船では、蒸気を利用したクレーンが使用され、スチーム暖房が実施されていたことから、甲板を含め船内の生活空間において、蒸気配管がいたるところになされていた。配管には石綿が巻かれ、石綿は被覆のないむき出しの状態だったので、接触、劣化、振動で飛散状況にあった。

こうした石綿荷役由来のばく露以外からのばく露も無視できないものだった。

シベリア

田村さんは 1986 年初夏から 1987 年 3 月まで、シベリア地方の小松製作所製のダンプトラック整備工場に通訳として常駐した。

当時、小松製作所はダンプトラックをソ連に輸出し、そこの整備工場に社員を派遣しており、田村氏はその通訳として、常時、社員に同行し、つまりは整備工場に常駐し、現場に頻繁に立ち入り、整備の現場に立ち会っていた。

整備工場では整備、補修されていたのは、小松製作所の HD 1200 という電気駆動車だった。

工場に車輛がもちこまれると、現場に行き、一日のうち 3 時間程度は修理工場の中にいた。よく問題になっていたのは電動モーターの駆動部分で、それをあけてはずすと、ブレーキドラムなどがあったと田村さんは記憶している。

車両に使用されるブレーキライニングな

(13 頁に続く)

厚労省検討会で新たな緊急作業時の被ばく規制を検討開始

電離則の緊急作業規制改正へ

「壊滅的状況への発展を防止するための活動」－ I A E A が W H O や I L O などの国際機関とともに定めた「電離放射線に対する防護と放射線源の安全のための国際基本安全基準」(B S S) で緊急作業の具体例として示した「行為」の例だ。ほとんど必要性のない活動(行為)のはずだったが、3.11 では実際に必要となった。

いま厚生労働省の検討会で、テーマの一つにあがっている緊急作業時の被ばく規制の議論において、使われている表現は「壊滅的な状況の回避」だ。3.11 のドタバタで被ばく限度を特例的に年 100mSv から 250mSv に引き上げたが、今後そのような状態が起こった場合にどう規制するのかの議論が進められている。

基本は 3.11 の限度引き上げ踏襲か

厚生労働省は、昨年末の 12 月 26 日に「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会」を設置し、①原発事故の緊急作業に従事し相当量の被ばくをした労働者の長期的な健康管理のあり方、②緊急作業時の線量限度を超えて被ばくした作業者の

の今後の線量管理、さらに③今後の緊急作業の被ばく管理のあり方について検討を開始した。5 月をめどに報告書をまとめるとして、月 1 回ペースで検討会を開催、精力的な動きをみせている。

この検討会が目されるのは、検討項目の三つ目、今後の緊急作業における被ばく管理のあり方を課題にあげている点である。本誌(1月号)では、緊急時の被ばく限度の改正をめぐる議論が、11 月の放射線審議会で開始されたことを紹介したが、具体的な規制内容の改正につながる動きとしては、12 月 10 日の原子力規制委員会に続くものとなる。

原子力規制委員会は、「公共の安全を図る」ことを目的とした原子炉等規制法による緊急作業での被ばく規制を検討し、厚生労働省の検討会は「労働者の安全と健康の確保」を目的とした労働安全衛生法によるそれを検討することになる。もちろん対象となる作業は同じなのだが、適用する対象はやや違う。

労働安全衛生法、つまり電離放射線障害防止規則の対象となるのは、労働基準法上の労働者である放射線業務従事者等であるのに対し、原子炉等規制法の対象は前提の

ない放射線業務従事者全般である。いうまでもなく、労働安全衛生法は義務が課される主体は事業者であり、保護されるのは労働者となるわけで、電離則の規制の被ばく規制の趣旨は、一律の限度規制が前提となるわけだ。

したがって現行の緊急作業における規制も、年 50mSv、5 年で 100mSv という通常の「限度を超えて放射線を受けさせることができる」(第 7 条第 1 項)としながら、その場合でも 100mSv を超えないようにしなければならない(第 7 条第 2 項)と規定する。

「破滅的な状況の回避」のために、そのまた例外を設け、その作業をするのは情報を知らされた志願者でなければならないという、ICRP 勧告や IAEA の BSS が示す条件は、どうみても電離則の条文に並べることができそうもない。

限定を強化した特例と 特別教育の新設

2 月 20 日の第 3 回検討会に、事務局が示した報告書の骨子案は、新たな規制を設ける緊急作業について次のような内容を記述する。①破滅的な状況の回避に限定された 100mSv を超える特例としての緊急作業を認める、②「破滅的な状況」の判断基準としては原子力災害特別措置法で定めがある、③ 250mSv を超える緊急作業は想定されない。つまり 3.11 で臨時に被ばく限度を引き上げた運用実績を踏襲するというのである。

ただし、①特例の根拠を原子力災害特別措置法とするとしても、原子炉の安定性が確保されるなど必要性がなくなれば緊急事態宣言の解除前であっても解除するなど限定的なものとし、② ICRP の最適化原則を踏まえて被ばく線量を可能な限り低減することを事業者に求め、③定期的に緊急作業従事者の被ばく線量分布等を報告することを事業者に求める、④作業の進捗状況、作業員の被ばく線量の推移等に応じて適用作業の限定や線量限度の引き下げ等を行政においてすみやかに行う、という条件を付ける。

さらに、これまで何ら特別の措置が必要なかった現行の 100mSv を限度とする緊急作業従事者について、新たな特別教育を義務付けると同時に、特例の 100mSv 超の限度が適用される緊急作業従事者についても特別教育が義務付けるとする。

「情報を知らされた志願者」という条件を設けることはしないかわりに、特別教育の義務付けを条件としたといえる。さらに 250mSv の被ばく限度を適用する特例の緊急作業は厳しく限定するというのだが、具体的な限定の仕方が明確にされているわけではない。またできる限りの被ばく線量の低減化を事業者に求めるというが、被ばく線量の分布状況の報告でそれが確保できるとはいい難く、この点でもさらに具体化がなければならない。

今後、報告書がまとめられ、電離則の改正へ向けての作業が進められることが予想される。大いに注目されるところだ。

中学校教諭の脳梗塞で公務上認定

クラス担任、強豪クラブ活動顧問…過重労働は明らか 枚方市教組

休日のクラブ活動指導中に脳梗塞を発症した枚方市の中学校教諭について、この1月、地方公務員災害補償基金大阪府支部は、公務上の災害と認定した。クラス担任を受け持ち、様々な職務をこなす傍ら、クラブ活動の指導にあたり、当然のように持ち帰り仕事も連日こなしていた過重労働の事実を認め、公務上としたものだった。

枚方市立中学校の教諭Mさんは55歳男性、3年生のクラス担任で、学年主任という職位にあり、進路指導と校外学習、それにPTA書記も担当していた。また生徒指導においても中心的な立場にあり、保護者対応等についても連日の職務として遂行していて、必然的に勤務時間は相当な時間数となるのが常識であった。

そこに加えて地域の強豪チームであるソフトボール部の顧問として、休日ごとに練習や試合に出向き、さらに地域での大会運営にかかわる仕事も多く、休日でも屋外等で一日中勤務している状態であった。そのため、当然のように持ち帰り仕事も多く、ただでさえ少ない在宅時間も仕事に割いていたという実態があった。

そうした状況の中、2012年7月の休日の朝、グラウンドでクラブ指導中脳梗塞を発症した。Mさんは救急搬送され、幸い一命を取り留めた。Mさんと家族は、過重な

勤務が原因となって発症したとして公務災害の認定を請求することにし、所属する枚方市教職員組合がこれを支援することとした。

学校内での勤務については、同市で2011年より導入された出退勤システムによる記録があり、そのデータにもとづき勤務時間を推定することができたが、クラブ活動や生徒指導、さらに持ち帰り仕事の時間については、まとまった情報があるわけではなかった。そのため、組合と分会の協力も得て様々なデータを積み重ね、さらに持ち帰り仕事についてはパソコンの記録や授業プリントなどの成果物等も集めて裏付け資料として基金支部に提出した。

これらの作業にほぼ4か月をかけた結果、直前の複数月で週あたりの時間外勤務時間が平均して20時間以上あるという実態を明らかにすることができた。基金支部はこの実態を認めて公務上認定の処分を行ったのだった。

発症からすでに2年半以上が経過しての公務上認定だった。Mさんはその後療養につとめ、ずいぶんと回復したが、左半身の麻痺がなどの障害が残っている。

Mさんと家族、そして組合が力を合わせて実態を明らかにしたことにより、原処分での公務上認定を得られた事例であった。

連載 それぞれのアスベスト禍 その48

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

10 年前の相談者

2005 年 6 月の「クボタショック」から 10 年を向かえようとしているが、最近私は当時の古い相談者データを見直している。主に「ばく露原因不明」の方を対象に、再度見直しをしてみたいと考えている。

「クボタショック」当時は大量の相談が寄せられた。私はその時には、クボタ旧神崎工場の近隣被害者と労働災害の可能性のある方への対応で精いっぱいだった。しかし 10 年が経とうとしている今、その当時には解らなかった事が見えてくるような気がする。「中皮腫を発症するには必ず石綿ばく露原因があるはず」との信念で故土井雅子さんの調査を行ったが、再びその原点に戻りたいと考えている。

この間の見直しで新たな情報を得られた 2 例を紹介しよう。

環境被害の可能性

8 年前に相談のあった A 子さんと久しぶりに電話で話をした。母親を胸膜中皮腫で亡くされていたが、その原因となる石綿曝露が、職業歴も家族歴にも無かった方だ。環境再生保全機構の石綿救済法は認定済みだ。

緊張の面持ちで 8 年ぶりに電話すると、A 子さんは私の事をはっきりと覚えていてくれた。再度聞き取りをした A 子さんの話の中から、すこし前から調査を行っているある地域の環境被害かもしれないと推測できた。しかし A 子さんの母親が亡くなった 20 数年前の医療情報は既に無いことから、原因究明は困難になるだろう。だがあの当時には全く予測すらできなかった地域での、新たな環境被害に繋がる可能性を秘めている。これは、A 子さんの母親が何かを伝えているような気がしてならない。

当初は尼崎市、奈良県、大阪府（泉南、河内長野）、岐阜羽島市、横浜市、佐賀県鳥栖市などの限られた地域の環境被害しか判明しなかった。その後大阪市西成区、大阪府堺市などの被害も発覚した。さらに現在は他の地域でも調査が進んでいるが、A 子さん家族もこの地域に居住歴があることが解った。

主人は自決しました

2006 年 3 月の記録から、K 子さんに電話した。私が記憶しているのは「夫が中皮腫で死亡したが、原因が解らない」というものだったから。相談記録に記載されている居住歴の中には大阪市東住吉区があり、K 子さん家族の家は石綿製品製造工場の横

だった。もちろん患者が男性だから労災の可能性もあり、その後どうなったのか近況も聞きたくて電話した。

そして電話に出たK子さんから「労災認定になりました」と聞き安堵した。仕事内容を聞くと「ドンゴロスが」という言葉がでたので「え？まさか麻袋の再生？」と早合点して、早速翌日に訪問することとした。約束の時間に訪ねると、開口一番「主人は自決しました」と語った。突然のことで返す言葉を失っている私に、Kさんは一気に、夫の発症当時から自死するまでの事を語り始めた。

夫が中皮腫を発症したのは2003年で、大阪警察病院、兵庫医大とかかっていたが兵庫医大入院中に本人の希望で自宅療養を始めた。障害のある娘M子さんを抱えて夫の看病は大変だったが、Kさんは懸命に頑張った。発病後に痩せてきたとはいえ、成人男性を抱えて入浴の世話をするのはかなり労力が必要だった。

Kさんは滋賀県長浜市出身で高校卒業後、大阪に就職していた。夫の伯父さんから見染められて「体ひとつで嫁に来て欲しい」と言われた。体ひとつといっても女だからせめて…と、Kさんの兄が準備してくれた鏡台と、愛用のミシンを持って嫁いだ。さまざまな苦労はあったが、いつも明るく気丈に乗り越えてきた。娘は成長し、息子も結婚して別に家庭を築いた。夫は長年働いた会社を定年退職して安定した余生を送っていた矢先の発病だった。

自宅療養していた最中の2005年4月9日夕方、娘と外出して帰宅すると、そこで

夫の自死している姿を発見した。あまりのことに、通夜、葬儀、それ以後何度もお寺の住職に「なんで私達の目の前で？」と尋ねた。「納得いかない、自分では理解できない」と何度も住職に泣いて尋ねたという。その度に「あなたに苦勞をかけたくなかったのでしょう」という答えが返って来た。

数ヶ月後の「クボタショック」報道を見て「アスベストが原因だ」と解った。そしてしばらくして身内からは「会社に殺された」とも言われた。

翌年の2006年3月に関西安全センターが実施した「石綿救済法の相談ホットライン」の時に相談があった。当時の相談票によると、「休業補償請求権の時効を停めるように」とアドバイスをしたという記録がある。

Kさんは、このころから「これは労働災害だ」と確信するようになった。所轄の監督署に出向き、労災申請手続きを行った。しかし夫の元事業所「速見商事(株)」からは労災認定者が出ていなかった。元同僚の証言も無かった。調査は困難を極めたようだが、一年後に労災認定された。作業内容は「石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業」だ。Kさんの話だと「ドンゴロスに衣料を詰めて、神戸港に運んだ」といつている。石綿原綿や石綿製品を麻袋(ドンゴロス)に詰め込んで、運搬を行っていたのだろう。同事業場の認定者は、H25年度においてもまだ一人だけだ。Kさんの努力は貴重な一歩だったと思う。

夫の死亡原因を娘には伝えられなかった。一部の身内以外には、知らせることな

くK子さんの胸に秘めてきた。「なぜ？」という疑問と「会社に殺されたのだ」という怒りを訴える術もなく10年間が過ぎようとしていたある日、私から電話が架かってきたという。2時間余りの会話で何度も涙を浮かべて「10年を向かえる命日の前に、お父さんが引き寄せてくれたご縁だ」と語った。

「この10年間『なぜ…』と自責の念に駆られる日々だったが、やっと今日、心の重荷が降ろせたような気がします。私の経験を語る事で他の方の役に立てるのなら、喜んでお話しします」と言ってくれた。さらに「私が先に死んだら、障害のある娘が遺

族年金を受給できるように手続きをしてほしい。誰に相談したら良いのか悩んでいたから、きっとお父さんがご縁を引き寄せてくれたのだ」とも言われた。「長生きしましょうね」といいながらも、子さんの心情は痛いほど伝わってきた。

クボタショックから10年経とうとしているが、この10年間に私達の知らないところで苦しんでいた人々の存在があった。まだまだ、私の知りえない被害者がいるのだと教えられた。10年間の相談者の軌跡を辿ってみると、新たな発見があるかもしれない。

惨事ストレス ー救援者の“心のケア”

阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。
(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会〔編著〕 緑風出版
四六版並製／216頁／2000円
<http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。
「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。
「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

**安全
センター
情報**

中国：ユニクロ製品製造工場の劣悪環境を報告 NGO団体が潜入調査

2015年1月、中国でユニクロの製品を製造する下請け工場の労働環境調査報告書が発表された。劣悪な労働環境を告発し、工場とユニクロに改善を求める内容となっている。アジアの工場で生産された安い製品を日々消費する生活を送る我々としても、注目すべき問題であり、労働安全衛生問題に携わる者としてはなおさらである。簡単に内容を紹介する。

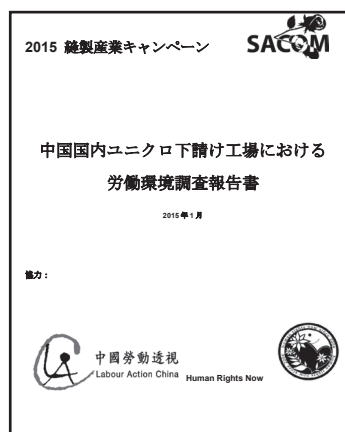
調査を行ったのは、中国のNGO団体SACOM (Student & Scholars Against Corporate Misbehaviour)、LAC (Labour Action China)と東京に事務所を置くNPO法人ヒューマンライツ・ナウで、1月15日～17日、記者会見や報告集会を行った。

報告書はヒューマンライツ・ナウのHP (<http://hm.or.jp/activity/event/ngo-4/>) から見ることができる。

調査対象になったのは、ユニクロの製品となる生地を生産するPacific Textile Ltd.と衣類を生産するDonguang Luenthai Garment Co. Ltd.の工場で、労働者の聞き取り調査の他、実際に労働者として工場で働く潜入調査を行った。結果、報告書には現場の写真が多数掲載され、実態をリアルに証明している。

報告書は早急な対処が望まれる重要課題として

1. 長時間にわたる過重労働と時間外給与の誤計算
2. 高いリスクと危険な労働環境

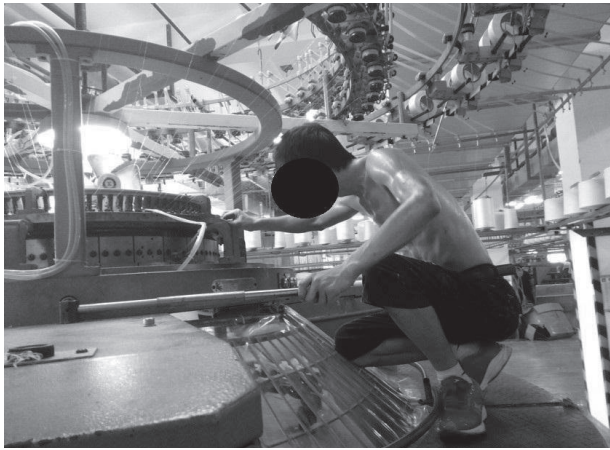


ユニクロキャンペーン報告書

3. 厳しい管理方法と懲戒システムの3点をあげている。

これら工場の時間外労働時間数は驚異的で、それぞれ月134時間と112時間となっている。2交代制で1時間の休憩を除く11時間労働で、休日出勤もあり、しかも休日出勤の時間外賃金が本来200%のところ、150%で支払われている。また基本給は最低賃金額で、残業をしなければ、労働者の平均賃金に遙かに満たない。

作業環境については、高い踏み台からの転落事故があること、夏季はエアコンなしで構内は38度に達する中での作業で、「あまりの暑さに失神する者もいる」という証言が紹介されている。縫製工場では綿ぼこりが舞い、呼吸器疾患や粉じん爆発の危険性がある。排水のあふれる床は漏電による感電の危険もある。また染色工程には、様々な化学物質が使用されているが、換気されておらず、保護



暑さのため上半身裸で作業する労働者
具も使用されていない。工場内の多数の写真
とともにこういった労働環境が述べられてい
る。

製品の品質と納期は各工場で重視されてい
る点で、罰金制度などで労働者は管理されて
いる。Pacific 工場では 58 の罰則規定があり
うち 41 は罰金を含む。製品に欠陥が見つか
った場合、ノルマを達成した際に出される割
増金から罰金が差し引かれる。袖を 1 枚づつ
ではなしに 2 枚同時にアイロンがけしようと
して見つかった労働者は、1 日分の給料が差
し引かれた、と証言している。

報告書は、労働組合が労働者のために機能
しておらず、組合の代表者は会社の総管理責

任者である問題も指摘している。

最後に各工場とユニクロを運営す
るファーストリテイリング社に対す
る、これらの問題への改善点をあげ
ている。

ヒューマンライツ・ナウは記者発
表の前に報告書をファーストリテイ
リング社に送付し、事実関係に誤り
があれば知らせてほしいと伝えた。
同社からは、「ごく一部ではありま

すが報告書の内容に誤解ではないかと思
われる部分もございました」との返答が
あったということだが、1 月 11 日、同
社 H P (<http://www.fastretailing.com/jp/csr/news/1501112000.html>) で「誠に遺憾な
がら、指摘された長時間労働などいくつかの
問題点について事実であることが確認され
ました。」との文章を掲載、後に「会戦に
向けた行動計画」などを発表した。



(5 頁からの続き)

どは、当時は石綿製品であったと考えられ
る。

コマツグループの H P では、早くは
「1992 年 3 月からノンアスベスト化して
いる」との記載があり、当時のダンプトラッ
クに石綿が使用されていたことは確実だろ
う。

横浜南労基署が、以上のような、職業的
な石綿への（間接）ばく露を認め、迅速に
労災認定したことは評価できる。

田村さんはいま、術後の抗がん剤治療の
副作用に耐えながら、親やウクライナ人の
妻のためにもなんとか治りたい、生きなが
らえたいと願っている。

韓国からの ニュース

◇◇サムソン職業病闘争◇◇

■サムソンの「白血病補償案」に、被害者「それでは私は…」

18日午前、ソウル牙山（アサン）病院の応急室で会ったキム・ミソン（35）さんは、何日か前から突然目がよく見えなくなったせいで大変だと言った。視神経炎症と麻痺はキムさんが罹った稀貴難病の多発性硬化症の代表的な症状だ。キムさんが多発性硬化症に罹ったのは、サムソン電子LCD器興（キフン）工場に勤務して3年目の2000年。今キムさんは視覚障害4級の判定を受けた状態で、視力を完全に失うかと思って気を揉んでいる。

そのようなキムさんに16日、「サムソン電子発病関連問題解決の調停委員会」（調停委）で、サムソン側が公開した補償案は青天の霹靂だった。サムソンが補償対象とした「白血病など5つ種類のリンパ造血器系癌（血液癌）、脳腫瘍、乳癌」に、キムさんの病気は含まれないためだ。2000年に退職した後、働くことができず、生活保護受給者として過ごし、治療費も払えなかったキムさんに、昨年5月に再開されたサムソン職業病被害者問題を議論する交渉は唯一の希望だった。

パノリムのイ・ジョンラン労務士は「サムソンがとても狭く補償対象を定めたために、多くの職業病被害者から心配する電話が殺到している」と話した。

調停委に参加したサムソン半導体・LCD職業病被害者の家族8人の他に、パノリムに情

報提供した被害者は170人、サムソンの補償対象基準では、これらの相当数が排除される。実際に労災を申請した労働者51人の内、21人は該当しない。在職期間要件も問題だ。サムソンは血液癌は1年、脳腫瘍・乳癌は5年以上働いた労働者だけに補償するとした。そうなれば勤労福祉公団から乳癌で労災を認められた故キム・トウンさんも勤務期間が4年8ヶ月で、補償対象ではない。しかもサムソンは「特殊健康診断履歴」がなければ補償しないという但し書を付けた。しかしサムソン半導体・LCD工場で働くすべての労働者が特殊健康診断の対象ではなく、退職者は資料がないこともある。実際に調停委に参加した職業病被害者8人の疫学調査結果を見ると、特殊健康診断の対象者は4人だ。残りの4人は健康診断の資料がなかったり、一般健康診断の内容だけだった。

サムソン電子の協力業者の労働者は、最初から補償対象として議論さえされなかった。サムソン職業病家族対策委とパノリムは、元請けの安全保健管理責任がある以上、協力業者の労働者も補償対象に入れなければならないと主張している。これに関しては、4人の協力業者の職員が労災を申請している。

イ・ジョンラン労務士は「工場で使う数百種の化学物質は、発癌性、生殖・神経毒性など様々な問題がある以上、すべての癌、前癌性疾患、稀貴難治性疾患、生殖保健問題まで補償対象に含ませなければならない」と話した。これに関して朴・サムソン電子常務は「前癌性疾患、稀貴難治性疾患を含めば、胃潰瘍、大腸茸腫まで該当し、数千種の病気を補償しろということになる。医学的な検討を経て、対象疾病など6つの基準を提示した。調停委から合理的な意見を提案されれば前向きに検討する」と話した。2015年1月19日 ハン

■あなた方には知る権利があります

職業病対策作りの2次調停委員会から、サムソン電子の提案で1月22日にサムソン半導体の器興工場に行ってきた。半導体の女性労働者の証言を記録したドキュメンタリー『食欲の帝国』を撮ったホン・リギョン監督は、半導体工場の臭いや声まで感じられるように見てきて欲しいと言った。携帯電話のカメラにはセキュリティー・ステッカーを貼り、クリーンルームにはカメラも録音機も持っていくことができなかったの、絵に描いて説明するしかなかった。半導体工場で働いて病気に罹った被害者が感じた苦しさもこれだった。労働者が産業災害を証明するために出ることができる資料は、自らが働いた工場と作業内容を再現した絵だった。企業は、終始「営業秘密」とか「関連がない」という言い訳けをして資料を出さない。労災と認められるまでには、本当に疲れてシンドイ過程を経なければならない。

私たちが入ったところはサムソン半導体のラインの内、最新施設であるS1ラインだった。防塵服を着てラインに入ると直ぐにサムソンはスクリーンを見せ、化学物質名を入力すれば安全保健情報が出てくると自慢した。傍に非常に分厚い本のように置かれている化学物質安全データシート(MSDS)も案内した。生産ノルマに合わせようと安全装置(Rock)を外しておくのが常だったというのに、働いている労働者がこのような情報を見る暇があるのか、疑問だった。

放射線が出ているというインプラントの工程に着くと直ぐに、ファン・サンギ(サムソン半導体器興工場で白血病で死亡した労働者・故ファン・ユミさんのお父さん)さんが、

設備の前で放射線測定機をあっちこっち当てた。インプラント工程は自動化されていたが、安全性は完全に保障できそうにはなかった。ウェハーに正確にイオンが注入されているかを見るためには、ガラス窓から覗いて見なければならないが、そのガラス窓で放射線に曝露する。インプラント工程でオペレーター業務をしていたキム・トウンさんは、退職後に乳癌で死亡した。公団は放射線曝露と交代勤務のためとして、労災を認定した。

パノリムはこの8年間、サムソン白血病職業病問題を皮切りに、半導体・電子産業の労働者の健康と人権の問題を提起してきた。故ファン・ユミさんが法院から労災認定の判決を受けるまで、半導体・電子産業の労働者の知る権利がキチンと保障されていなかった。自分がどんな物質を使ったかを訴訟の過程で知る者も多かった。アメリカでは大小の化学事故を経て、私たちより先に、知る権利運動を始めた。「あなた方には知る権利がある」というポスターを工場のあちこちに貼って労働者の権利を目覚めさせたり、実際に労働者が使う薬品の瓶にステッカーを貼って危険性を簡単に知ることができるようにしている。地域の住民でも誰でも、情報を知りたければオンラインで申し込めば良い。

短い見学を終えてクリーンルームを出た。木の絵が目飛び込んだ。労働者が願うのは絵ではなく、健康な作業場だと思った。少し前にサムソン電子の水原(スウォン)事業場の近くの川で、1万匹余りの魚が全滅した。8年前から明らかになった半導体労働者の死と苦痛の行列が、魚の死と似ていないことを願う。2015年2月3日 クォン・ヨンウン(半導体労働者の健康と人権守りパノリムの活動家)

■大法院、サムソン LCD 工場の脳腫瘍被害者に労災不認定

大法院3部は9日、ハン・ヘギョンさんが勤労福祉公団を相手に出した療養手当請求訴訟の上告審で、原告敗訴と判決した原審を確定したと明らかにした。

ハンさんは1995年にサムソン電子LCD事業部に入社した。LCDモジュール工程で働いたハンさんは、生理が止まるなどの健康上の理由で、6年目の2001年に退社した。彼女は2005年に小脳脳腫瘍の診断を受けた後、脳腫瘍の除去手術を受けて闘病中だ。2009年に勤労福祉公団に産業災害の申請をしたが受け容れられず、2011年にソウル行政法院に訴訟を起こした。

ハンさんは長期間有害物質に曝露し、夜間勤務と交代勤務を繰り返して脳腫瘍を発病したと主張した。当時の二審法院は「現代医学によれば、脳腫瘍の発病原因は明確ではない」とし、「在職中、ハンさんの血中鉛濃度などは健康な成人のレベルだった」と判示した。法院は「作業中に鉛に曝露する可能性は大きくなく、有害物質と脳腫瘍との関連性に関する意味ある研究結果はない、疾病と業務の間に因果関係を認めるには不十分」と判示した。

大法院はハンさんの上告を審理することなく、一・二審の判決をそのまま引用して審理不受理で棄却処理をした。

ハンさんのお母さんのキム・シニョさんは「私の娘が働いた当時は、ビニール手袋とマスクだけ使って有害物質に触り、排気装置もきちんと準備されていない程に劣悪だったし、脳腫瘍と業務の関連性は確実にあるのに、法院が受け容れなかった」と主張した。

キムさんは「昨年末にソウル行政法院が、サムソン電子で働いて脳腫瘍に罹って亡くなった労働者の労災申請を受け容れ、内心期

待していたが残念だ」と、無念さを現わした。ソウル行政法院は、サムソン電子で働いた後に脳腫瘍で亡くなった故イ・ユンジョンさんの業務上災害を認めた。勤労福祉公団の控訴によって、現在事件はソウル高等法院に係留中だ。2015年2月10日 毎日労働ニュース・テウ記者

◇ ◇ ◇

■追悼：最後まで堂々としていた被害者の姿を忘れません／ベク・トミョン（ソウル大保健大学院教授・韓国石綿追放ネットワーク共同代表）

2013年に「中皮腫患者の会」でチョン・ヒョンシク先生と初めて会いました。その時、本当に静かな方だと思いました。既に何回かの抗癌治療を受けた先生は、会の仕事を引き受けて欲しいという要請を辞退をしながら、「やるべきことはやる」とおっしゃいました。病気を抱えて生きている者として、生命の残った時間を、守ることのできない約束で満たすよりは、今許されている時間にやるべきことをしながら意味のある人生を送ろうと思っている、という考えが分かりました。

チョン・ヒョンシク先生は24才だった1978年から7年間石綿工場で働いたために、22年を経た2006年、石綿の癌・悪性中皮腫を病むことになりました。職業病でしたが会社はすでに廃業し、産業災害の申請さ



石綿被害を証言する故チョン・ヒョンシクさん（2014/7/9 環境保健市民センター）

えできませんでした。しかし先生は、韓国社会でこれ以上私のようにくやしい石綿被害者が出てはいけないという思いで、石綿追放の活動に積極的に参加されました。2012年に環境性石綿被害の救済を受け、韓国石綿追放ネットワークの協力で廃業した会社の記録と経歴を見付け出し、2014年10月に労災申請をすることができました。20代に働いた工場で石油ストーブの芯を作っていたのですが、その芯の材料が石綿であったという事実を明らかにしたおかげで、なんとかできたのです。しかし結果を待っている間に、先生は12日、ついにお亡くなりになりました。

お亡くなりになる何日か前、入院中のベッドを訪ねた時の先生は、食べようとしても食べられず、動くこともできないのに、気持ちだけは鮮明でした。はやく良くなれるように願うという挨拶に、このように苦しみながら生きるより、はやく死ぬことを選択できれば良いとおっしゃいました。ただ、「石綿で苦痛を受けたり、今後苦痛を味わうことになる方たちのために、もう少し早くから問題を共有し、解決する努力を始めたら良かった」という思いと、残念な気持ちが忘れられなかったようです。依然として環境性石綿被害救済のレベルは労災保険の10～30%に過ぎず、石綿工場の退職労働者のほとんどは労災申請さえできずにいるためです。

先生が家族と別れて麗水（ヨス）で暮らさなければならなくなった理由を聞いた時、病気は単に人の健康を破壊するだけでなく、人生の基盤まで解体させるという思いがしました。若い時には韓国伝統の縦笛を作る仕事をされたということです。それ位、意味ある仕事ができる能力には限りがなかったのに、病魔が今更のように残念でした。しかし、生きていれば誰でも被害者になることはあるけれ

ども、一所懸命に生きる人だけが、被害者であっても堂々としていられることができることを学びました。最後まで堂々として生きる意味。残された者たちは何時までも憶えています。（注：チョンさんは2月12日に中皮腫で亡くなられた。61歳になられたばかりでした。）

■零下16度でマンションを巡回して亡くなった警備員に労災認定

ソウル行政法院はアン・某（死亡当時68才）さんの遺族が「業務上災害」として勤労福祉公団に出した訴訟で、原告勝訴の判決を行ったと明らかにした。

アンさんは2011年3月から京畿（キョンギ）道水原（スウォン）のあるアパートで警備員として働き始めた。彼の主な業務は、巡回査察と清掃、住民嘆願への応対、駐車管理業務などだった。冬には除雪作業が追加された。明け方5時30分に出勤して24時間ずっと働き、翌日一日休む隔日制で働いた。

アンさんは2013年1月の午前4時30分頃、巡回査察をしている途中に倒れて病院に移送されたが、翌日に亡くなった。死亡原因は脳出血。亡くなる前一週間は、最低気温が零下16度、最高気温が零下3.4度で、非常に寒く、除雪作業など業務量が増えていた。

遺族たちは業務上災害認定を拒絶されると、直ちに訴訟を起こした。

法院は「寒さに長期間曝されたまま働き、それに因って死亡に至ったか、既に持っていた疾病が急速に悪化して死亡したと見るのが妥当だ」として、業務上災害と認定した。

冬季には脳出血が多く発生し、酷寒期の激しい温度変化が脳出血の原因になり得るという病院の事実照会の結果も、業務上災害を認定する根拠になった。2015年2月27日 聯合ニュース（翻訳：中村 猛）

前線から

シャラフィさんの労災 墜落事故で損害賠償裁判

奈良

イラン出身のシャラフィさんは、日本語を流暢に話すが、読み書きはできない。15年間土木作業員として働いてきたが、経験を積んでも図面を読めないで、いつまでたっても土工や助手の仕事しかなかった。そんな彼が知り合いの紹介で解体現場に入った際、墜落事故に被災してしまう。

事故当日に彼が入った作業現場は、道路拡張のために古い家屋や倉庫など数軒を解体する現場であった。限られた日数のうちに複数の建物のゴミ出しを行い、瓦を落とし、解体しなくてはならない。シャラフィさんは一緒に現場に入った先輩の指示に従い作業を進めていたが、解体現場の屋根に上がれと言われて逡巡した。高さにして4、5メートルはある。見るからに古そうな倉庫で、足場も組まれていなければ、歩み板や防網のような墜落防止の設備もない。しかし急かされて屋根に

登らざるをえなくなり、そのときにスレート屋根を踏み抜いて階下に転落してしまった。この結果、腰と足の骨を折る重傷を負い、労災請求を行って休業したが、最終的に後遺障害が残ってしまった。

シャラフィさんの労災請求に関し、事業主は災害発生状況を偽って報告していた。療養補償給付請求書や死傷病報告の災害発生状況欄を見ると、「次に解体が予定されている建物で、指示をされた訳でもないが、単独で下見に行き、約4メートルのスレート屋根に登って、スレート板を踏み抜き、建物内のアスファルト上に落下して骨折した」と、自分の判断で屋根に登って落下したということが強調されている。冒頭で述べたようにシャラフィさんは日本語の読み書きができないため、事実と異なることが書かれていても気がつかなかった。現在は損害賠償裁判を通じて事業主の責任を追及している

が、事業主は依然として作業指示を行ったことを否認している。

シャラフィさんのように話すことができても読み書きのできない外国人労働者は多く、死傷病報告等に記載されている内容を本人に確認すると、事実と全く違うというケースは少なくない。監督署による指導や、後になって問われる安全配慮義務違反から逃れるために虚偽の報告が提出されているのである。会社による労災隠しは、法律違反であるというだけではなく、事故に対する検証もされず、後進への安全教育にもつながらず、いずれは同様の事故が同じ現場で再発することにもなりかねない。外国人労働者の受け入れ拡大が議論される前に、彼らの主な受け入れ先である中小零細企業や建設現場に対する徹底した指導が求められるのではないだろうか。



2月の新聞記事から

2/3 福島、岩手、宮城労働局は、昨年12月に県内の建設工事現場で一斉立ち入り調査を行った結果を公表した。福島県では255カ所のうち54.5%の139カ所で、労働安全衛生法違反があった。岩手では100カ所のうち70%の70カ所、宮城では139カ所のうち51.8%の72カ所で違反があった。

パワハラなどを苦に自殺した県警捜査2課の警部の妻が、地方公務員災害補償基金県支部に公務災害認定を申請した。警部は昨年4月末、福島市内の県警山下庁舎で自殺。警部は2013年12月～14年4月、上司の課長から同僚の前で叱責され、何度も訂正を求められていた。

2/4 「光通信」に勤めていた男性社員（当33歳）が10年2月に虚血性心不全で突然死したのは過労が原因として、両親が労災認定を求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は長時間労働による労災と認め、池袋労働基準監督署の不支給処分を取り消した。判決はクレーム処理の仕事の精神的負荷が大きかったと指摘。100時間以上の時間外労働は死亡前36カ月で15カ月（最高約138時間）に上り、心臓疾患を発症したと判断した。

厚生労働省は午後10時には強制的に退庁させるルールを3月から一部部署で導入する。月の平均退庁時刻が8時を超えた部署には改善計画書の提出を義務付け、残業する場合は事前に届け出させるなど。3月から人事課など総務系部署で試行し、10月からは全部署で本格実施する。

2/5 福島第1原発敷地内で昨年3月、掘削作業をしていた男性作業員が生き埋めになって死亡した事故で、富岡労働基準監督署は1次下請け「建装工業」と工事責任者の男性を労働安全衛生法違反の疑いで福島地検に書類送検した。

2/16 福島第1原発で労災事故が相次いで発生した問題で、東京電力は現場巡視を強化するなどの再発防止策を盛り込んだ報告書を福島労働局に提出。

2/18 15歳だった少年に福島市で放射性物質の除染作業をさせたとして、愛知県警は労働基準法違反の疑いで、名古屋市守山区にある建設土木会社の社員を逮捕した。

2/19 給料からの天引きなどを巡り争っていた「たかの友梨ビューティクリニック」の運営会社「不二ビューティ」と労働組合「エステ・ユニオン」は、同社の謝罪などによって和解したことを明らかにした。また働きやすい職場環境を双方が協力してつく

るとする労働協約を締結したことも公表した。育児・介護休業法で3歳未満までとしている短時間勤務制度の適用を小学校入学前まで、小学校入学前までの残業制限を小学校卒業まで適用するという内容。

2/20 大阪府の中原徹教育長が立川さおり教育委員や職員に威圧的な発言を行ったと指摘された問題で、府教育委員会はパワハラに該当すると認定する第三者委員会の報告書を公表した。中原氏は「結果を重く受け止めるが、教育改革を進めたい」と述べ、教育長を続ける意向を示した。

2/21 「ブラックバイト」に対抗しようと、関西の学生が労働組合「関西学生アルバイトユニオン」を結成する。東京、札幌に次ぐ全国3番目の学生労組。関西大、同志社大、大阪市立大、京都大などの十数人で立ち上げる。

2/22 アスベストの被害者や遺族に療養費などを支給する環境省の救済制度で、救済認定者が今年に入り累計1万人を超えた。06～14年に1万3912件の救済申請があり、「中皮腫」を発症した8539人、肺がん1303人など計9968人を認定した。今年1月に1万人を突破し、確定値は3月に公表される。

2/24 警察学校で教官から退職を強要されるなどのパワハラを受け、辞職を余儀なくされたとして、20代の元男性警察官3人が熊本県を相手取り、計約1700万円の損害賠償を求める訴えを熊本地裁に起こした。提訴は2月3日付。3人は2013年10月1日付で採用され、警察学校に入校。同月～14年3月、複数の教官から「警察官に向いていない」などと退職を強要された。また突き飛ばされるなどの暴行やパワハラがあり、3人は同年1～3月に辞職した。

2/25 京王電鉄バス運転手の男性の自殺は、検査で「飲酒」と出た後、退職を強要されたのが原因だとし、妻が国に労災認定を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。裁判長は、検知器が誤作動していたのにその事実を「男性に知らせなかった」と認定。「退職せざるを得ないと誤解させ、強い心理的な負荷を与えた」として、自殺を労災と認めた。

2/26 女性派遣従業員にセクハラをしたとして出勤停止の懲戒処分を受けた大阪市の水族館「海遊館」運営会社で働く40代の管理職の男性2人が、処分の無効確認などを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷は、処分を無効とした2審・大阪高裁判決を破棄し、男性側の控訴を棄却し、処分を妥当とした1審判決が確定した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル ー(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
			骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－	

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259